（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

（宛先）山形市長

住　所（所在地）

法人名又は事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　代表者職氏名

**秘密保持誓約書**

　　山形市自律型人材育成方針策定業務公募型プロポーザル参加に当たり、秘密保持に関する次の事項を遵守することを誓約します。

＜秘密保持事項＞

１　第三者に秘密（文書、口頭その他の方法によることを問わず、山形市が秘密として指定した上で開示される本業務に関する情報であって、公には入手できない情報をいう。以下同じ。）を開示し、又は漏洩しないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑴　開示された時点で、既に公知となっていた情報

⑵　開示された後、責によらず公知となった情報

⑶　開示された時点で、既に保有していた情報

⑷　開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

⑸　正当な権限を有する第三者から開示を要請された情報

２　厳に秘密を保持するものとし、山形市の書面による事前の承認なくして、第三者（役員及び従業員並びに本業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約を締結する者を除く。）に対して、秘密を開示しないこと。

３　山形市の書面による事前の承認なくして、秘密が記録された文書及び電磁的記録を複製しないこと。

４　秘密が漏洩することがないよう、秘密が記録された文書及び電磁的記録並びに山形市の事前の承認を得て作成した複製物（以下「秘密情報」という。）は、施錠が可能な場所に保管するなど適切な措置を講ずること。

５　役員及び従業員並びに本業務を委託する事業者並びに弁護士、公認会計士、税理士その他の顧問契約を締結する者に対して秘密を開示するときは、これらの者に対しても秘密を保持させること。

６　本業務以外の目的に秘密を利用しないこと。

７　本業務の終了日又は山形市から請求があったときは、秘密情報を速やかに廃棄し、又は山形市に返還すること。

８　この誓約に定める義務は、当該秘密の開示を受けた日に発生し、当該秘密の返還後も有効に存続すること。

９　この誓約に違反したときは、当該違反状態を改善する義務を負うこと。

10　秘密を外部に開示し、又は漏洩したときは、これに起因する山形市又は第三者の損害の賠償の責に応じること。

※グループで参加する場合は、事業者ごとに作成して提出すること。